

農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱

制定 23 食産第 4051 号
平成 24 年 4 月 20 日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成 25 年	2 月 26 日	24 食産第 5346 号
改正	平成 25 年	5 月 16 日	25 食産第 363 号
改正	平成 26 年	2 月 6 日	25 食産第 4145 号
改正	平成 26 年	4 月 1 日	25 食産第 4493 号
改正	平成 27 年	2 月 3 日	26 食産第 3802 号
改正	平成 27 年	4 月 9 日	26 食産第 4355 号
改正	平成 28 年	1 月 20 日	27 食産第 4378 号
改正	平成 28 年	4 月 1 日	27 食産第 5497 号
改正	平成 28 年	10 月 11 日	28 食産第 2905 号
改正	平成 29 年	3 月 31 日	28 食産第 5504 号
改正	平成 30 年	3 月 29 日	29 食産第 5457 号
改正	平成 31 年	3 月 29 日	30 食産第 5164 号
改正	令和 2 年	3 月 31 日	元食産第 5791 号
改正	令和 3 年	3 月 29 日	2 食産第 6759 号

(通則)

第 1 農山漁村 6 次産業化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4049 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 補助金は、実施要綱第 3 の事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が実施要綱別表 1 の事業の内容に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表 1 のとおりとする。

(流用の禁止)

第 4 別表 1 の区分の欄に掲げる事業に係る経費は相互流用してはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付申請書を別表2の左欄に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出するものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、毎年度交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 交付決定者は、第5第2項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第5第2項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、第5第2項による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第9 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。2及び3において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に遅滞なく届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。

- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができる。

(概算払請求)

- 第14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(状況報告)

第15 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在（各補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の期日を定めた場合にあっては、当該期日。以下同じ。）において別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第7号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって、事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(実績報告)

- 第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第8号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第11第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第9号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第5第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式

により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17 交付決定者は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 交付決定者は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱)

第18 交付決定者は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第16第1項による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第16第4項に準じて交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

第19 補助事業者は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項に準じて提出するものとする。

2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第17第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第20 交付決定者は、第11第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第21 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第22 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第23 補助事業者は、補助事業等が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告し、その指示を受けなければならない。

（収益納付）

- 第24 補助事業者は、補助事業を実施することにより相当の収益が生じたときは、実施要綱第8に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があり、相当の収益が生じたと認めるときは、実施要綱第8に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

（補助金の経理）

- 第25 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

- 第26 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

第27 交付決定額の下限は、3, 500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行うとき及び交付決定者が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第28 補助事業者は、第5第2項の規定による交付の申請、第8の規定による申請の取下げ、第11第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第14の規定による概算払請求、第15の規定による状況報告、第16第1項による実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる（別表1のⅠの1の（2）の1及び2並びに（3）の1の事業に限る。）。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 補助事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

1 この交付要綱は、平成24年4月20日から施行する。

2 農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号。）は、廃止する。

3 2の規定による廃止前の農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱により平成23年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この交付要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

1 この交付要綱は、平成25年5月16日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この交付要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

1 この交付要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この交付要綱は、平成27年2月3日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この交付要綱は、平成27年4月9日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成２８年１月２０日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成２８年１０月１１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3、第 4、第 1 2 関係)

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
I 農山漁村 6 次産業 化対策事 業			補助事業に 要する経費の 30%を超える 増減	
1 6 次産業 化の推進				
(1) 6 次産業 化中央サ ポート事 業	補助事業者が実施要綱に基づいて実 施する事業に要する次の経費	定 額	経費の欄に 掲げる 1 及び 2 の経費の相 互間における それぞれの経 費の増減	
	1 6 次産業化中央サポートセンター 事業費 (1) 中央支援検証委員会開催費 (2) 6 次産業化人材活動支援バンク 設置・運営費 (3) 6 次産業化サポート活動支援費		経費の欄に 掲げる (1) から (3) ま での経費の相 互間における それぞれの経 費の30%を超 える増減	
	2 外食・中食等における国産食材活 用促進事業費 (1) 地場産食材に係る取組 (2) ジビエに係る取組		経費の欄に 掲げる (1) 及び (2) の 経費の相互間 における経費 の30%を超え る増減	
(2) 持続可能 な循環資 源活用総 合対策事 業	補助事業者が実施要綱に基づいて実 施する事業に要する次の経費		経費の欄に 掲げる 1 から 3 までの経費 の相互間にお ける経費の増 減	
	1 循環資源活用対策事業費		経費の欄に 掲げる (1) から (3) ま での経費の相 互間における 経費の増減	

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
	(1) 地域資源活用展開支援事業費 ア 新規開拓型支援費 イ 発展サポート型支援費 ウ 先進情報バンク活用型支援費 (ア) 先進情報体系化支援費 (イ) データシェアリング支援費	定 額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における経費の増減 経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の30%を超える増減	事業の内容の追加又は削除
	(2) 営農型太陽光発電システムフル活用事業費 ア 検討会開催費 イ 自家利用実証事業費 (ア) 農業機械費及び電気関連設備費 (イ) その他実証事業に係る経費 ウ 報告書作成費	定 額 1/2以内 定 額 定 額	1 補助率が異なる経費の相互間における経費の増減 2 補助率が同一である経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	事業の内容の追加又は削除
	(3) 事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業費 ア 実現可能性調査費 イ 実証調査費 ウ 報告書作成費	定 額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	2 食品ロス削減等推進事業費	定 額	経費の欄に掲げる(1)から(5)までの経費の相互間における経費の増減	事業の内容の追加又は削除
	(1) 納品期限の見直し事業費 ア 検討会開催費		経費の欄に掲げるアから	

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
	イ 調査研究費 ウ 報告書作成費 (2) 適正発注の推進事業費 ア 検討会開催費 イ 調査研究費 ウ 報告書作成費 (3) 優良者表彰の開催事業費 ア 審査委員会等開催費 イ 表彰式開催費 (4) フードバンク活動マッチング支援事業費 ア 検討会開催費 イ マッチングシステム構築費 ウ 実証・調査費 エ 報告書作成費 (5) 寄附金付き未利用食品モデル構築事業費 ア 実証・調査費 イ 検討会開催費 ウ 報告書作成費		ウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	3 ASFに対応した食品産業のリサイクル推進対策事業費 飼料化の継続のための支援に係る経費	定 額		
(3) 農林水産分野における持続可能なプラスチック	補助事業者が実施要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費	定 額	経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間における経費の増	事業の内容の追加又は削除

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
ク利用対 策事業	1 食品産業プラスチック資源循環対 策事業費 2 漁業における海洋プラスチック問 題対策事業費 漁業系海洋プラスチックごみ削減 対策費 3 農畜産業プラスチック対策強化事 業費 (1) 施設園芸における廃プラスチッ ク対策推進事業費 (2) 生分解性マルチ導入推進事業費 (3) 畜産廃プラスチック削減対策推 進事業費		減	
2 流通・加 工構造の 改革				
(1) 食品等流 通持続化 モデル総 合対策事 業				
ア 持続的 サプライ チェーン・ モデル 確立事 業	補助事業者が実施要綱に基づいて実 施する事業に要する次の経費 1 調査・検討事業費 (1) 検討会開催費 (2) 調査・検討費 2 設備・機器リース導入事業費	定 額	経費の欄に 掲げる 1 及び 2 の経費の相 互間における 経費の増減 経費の欄に 掲げる (1) 及び (2) の 経費の相互間 における経費 の30%を超え る増減	
		1/2以内		導入設備の 変更（能力に 関する変更を 含む。）
イ 食料品 アクセ	補助事業者が実施要綱に基づいて実 施する事業に要する次の経費			

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
ス問題 への取 組支援 事業	1 調査・実証経費	定 額		
ウ 農産物 等物流 業務効 率化推 進事業	補助事業者が実施要綱に基づいて実 施する事業に要する次の経費 1 協議会開催費 2 実施結果測定・分析費 3 機械・施設等の導入費	定 額 定 額 1/2以内	1 経費の欄 に掲げる1 及び2の経 費の相互間 における経 費の30%を 超える増減 2 補助率が 異なる経費 の相互間 における経費 の増減	
Ⅱ 農山漁村 6次産業 化対策地 方公共団 体事業				
1 6次産業 化の推進				
(1) 6次産業 化都道府 県サポー ト事業	都道府県が実施要綱に基づいて実施 する事業に要する次の経費 関係機関との連携を確保したサポー ト機関事業費 (1) 地域支援検証委員会開催費 (2) サポート活動費 (3) 事業推進費 (4) 支援後の経営改善状況調査費 (5) 管理運営費	定 額	経費の欄に 掲げる(1) から(5)ま での経費の相 互間における それぞれの経 費の30%を超 える増減	

別表 2 (第 5 関係)

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る交付決定者

補助事業者の区分		交付決定者
I 農山漁村 6 次産業化対策事業		
6 次産業化中央サポート事業の補助事業者		農林水産大臣
持続可能な循環資源活用総合対策事業のうち循環資源活用対策事業の補助事業者		農林水産大臣
持続可能な循環資源活用総合対策事業のうち食品ロス削減等推進事業の補助事業者		農林水産大臣
持続可能な循環資源活用総合対策事業のうち A S F に対応した食品産業のリサイクル推進対策事業の補助事業者		
	北海道に所在する補助事業者	北海道農政事務局長
	沖縄県に所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
	その他の都府県に所在する補助事業者	地方農政局長
農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業の補助事業者		農林水産大臣
食品等流通持続化モデル総合対策事業のうち持続的サプライチェーン・モデル確立事業の補助事業者		農林水産大臣
食品等流通持続化モデル総合対策事業のうち食料品アクセス問題への取組支援事業の補助事業者		農林水産大臣
食品等流通持続化モデル総合対策事業のうち農産物等物流業務効率化推進事業の補助事業者		
	北海道に所在する補助事業者	農林水産大臣
	沖縄県に所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
	その他の都府県に所在する補助事業者	地方農政局長
II 農山漁村 6 次産業化対策地方公共団体事業		
6 次産業化都道府県サポート事業の補助事業者		
	地方農政局の管轄区域内 (注) に所在する都府県	地方農政局長
	北海道	北海道農政事務局長
	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。

別記様式第1号（第5関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる補助事業者の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲
げる者

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村6次産業化対策事業
補助金交付要綱第5の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

（注） 事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次のⅠ及びⅡの記載は、省略するものと
する。

Ⅰ 事業の目的

Ⅱ 事業の内容及び計画

（注） 事業の目的及び事業の内容については、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱第5に基づ
き承認された事業実施計画のうち、個別事業関係の計画を添付すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
※農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱の別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業とその経費を記載する。				
合 計				

- (注) 1 区分の欄には、補助事業者ごとに必要な事業を記載すること。
- 2 備考欄には、補助事業者ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- ☐ 免税事業者
 - ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ☐ 国又は地方公共団体の一般会計
 - ☐ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 3 別表1のⅡ 農山漁村6次産業化対策地方公共団体事業の6次産業化都道府県サポート事業にあつては、負担区分欄の「その他」を「都道府県費」とすること。

IV 補助事業の完了予定年月日

V 添付書類

- 1 補助事業者の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- 2 補助事業者の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）
- 3 実施設計書
- 4 工事雑費内訳明細書（別紙）

※1 添付書類のうち、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱第5に基づき承認された事業実施計画の添付書類として提出したものは、添付を省略することができる。

※2 上記1・2の添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※3 上記3・4の添付書類について、事業によって必要ない場合又は事業により作成するものは省略できる。

（別紙）

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

工種又は施設区分	工事雑費	うち旅費	うち食糧費
	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
		内訳 〇〇会議出席 回数 〇回 人数 〇人 〇〇指導 回数 〇回 人数 〇人	内訳 〇〇会議費 回数 〇回 人数 〇人 〇〇説明会 回数 〇回 人数 〇人

（注） 工種又は施設区分ごとに記入すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（間接）補助事業者 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。
また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）間接補助事業者に対する申立て の場合であつて、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第11関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる補助事業者の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲
げる者

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第11の規定に基づき申請する。

記

（注1）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

（注2）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第4号（第13関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる補助事業者の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲
げる者

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第13の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続した場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第14関係）

令和〇〇年度第〇四半期農山漁村6次産業化対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（別表2の左欄に掲げる補助事業者の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲
げる者）

官 署 支 出 官 〇 〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区 分	総事業費	(A) 国庫補助 金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇 日現在の 予定 出来高	金額	〇月〇 日までの 予定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第6号（第15関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（別表2の左欄に掲げる補助事業者の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲
げる者）

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第15の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 区分の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号（第15関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる補助事業者の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲
げる者

官 署 支 出 官 〇 〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	(A) 国庫補助 金	(B) 既受領額		遂行状 況報告 〇月〇 日現在 の出来 高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日現在 の予定 出来高	金額	〇月〇 日までの予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第8号（第16第1項関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる補助事業者の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲
げる者

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。）

記

事業計画の承認申請にあたり提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の（注）に置き替える。

- （注） 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添付すること。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業 ※農山漁村6次産業化 対策事業補助金交付要 綱の別表1の区分の欄 に掲げる区分及び経費 の欄に掲げる事業とそ の経費を記載する。	円	円	円	

- (注) 1 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 2 別表1のⅡ 農山漁村6次産業化対策地方公共団体事業の6次産業化都道府県サポート事業にあつては、負担区分欄の「その他」を「都道府県費」とすること。

4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、3 経費の配分及び負担区分の「区分」欄の事業名とその経費を記載する。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 間接補助事業者の間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。このほか、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 4 実績報告書の提出に際し、請求書により額の確定を行った経費については、補助金受領後1ヶ月を目途に事業者への支払いを励行するものとする。なお、支払いが完了した場合には、別途報告するものとする。

別記様式第9号（第16第2項関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（別表2の左欄に掲げる補助事業者の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲
げる者）

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第16第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補 助金	(A) の うち年度 内支出済 額	概算払 受入済額	(A) の うち未支 出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第10号（第16第4項関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる補助事業者の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲
げる者

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった農山
漁村6次産業化対策事業補助金について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第16
第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に
係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から
減額した場合は、（3）の資料を除き添付不要である。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付
すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認で
きる資料も併せて提出すること）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規
定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 1 1 号（第 2 5 関係）

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

事業実施年度				令和 年度		農林水産省所管補助金名									
事業 種類	事業の 内 容				工 期		経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備 考
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の内容	
								国庫補助金	都道府県費	その他					
							円	円	円	円					
	計														
	計														
	計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

別記様式第 1 2 号（第 2 6 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

令和〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
補助事業名 ※1	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 1 「補助事業名※1」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名※1」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。